

◎政治資金規正法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基本理念）</p> <p>第二条（略）</p> <p>3 政治資金の収支の報告に当たつては、真実の記載をしなければならず、収支の状況を明らかにしないようにするため支出の相手方として政治団体の役員又は構成員を記載する等政治活動の公明の確保に支障を及ぼすような記載をしてはならない。</p> <p>（政治資金パーティーの開催）</p> <p>第八条の二（略）</p> <p>（渡切りの方法による支出の禁止）</p>	<p>（基本理念）</p> <p>第二条 この法律は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して抛出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやしくも政治資金の抛出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない。</p> <p>2 政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たつては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（政治資金パーティーの開催）</p> <p>第八条の二（略）</p>

第八条の二の二 政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役員又は構成員に対する渡切りの方法によつては、することができない。

(新設)

(国会議員関係政治団体に係る通知)

(国会議員関係政治団体に係る通知)

第十九条の八 (略)

第十九条の八 (略)

(国会議員関係政治団体の代表者の異動の制限)

(新設)

第十九条の八の二 国会議員関係政治団体に係る衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者でなくなつたとき(衆議院議員又は参議院議員が当該公職の選挙に係る候補者とならうとする者でなくなつたときを含む。)又は死亡したときは、当該公職の候補者の配偶者又は三親等内の親族は、当該国会議員関係政治団体の代表者となることができない。

(国会議員関係政治団体の寄附の制限)

(新設)

第十九条の八の三 国会議員関係政治団体は、次に掲げる者に対しては、寄附をすることができない。国会議員関係政治団体でなくなつた後十年を経過していない政治団体が、第一号若しくは第二号に掲げる者又は当該国会議員関係政治団体に係る衆議院議員若

しくは参議院議員に係る公職の候補者であつた者に対してする寄附についても、同様とする。

一 当該国会議員関係政治団体に係る衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者及び三親等内の親族

二 前号に掲げる者であつて衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者であるものに係る国会議員関係政治団体

三 当該国会議員関係政治団体に係る衆議院議員又は参議院議員であつて当該公職の選挙に係る候補者とならうとする者でなく
なつたもの

(会社等の寄附等の禁止)

第二十一条 会社、労働組合（労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条に規定する労働組合をいう。第三項、第二十一条の三第一項及び第二項並びに第二十二条の六の三において同じ。）、職員団体（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十二条の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条に規定する職員団体をいう。第三項、第二十一条の三第一項及び第二項並びに第二十二条の六の三において同じ。）その他の団体は、政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払をしてはならない。

2 前項の規定は、政治団体がする寄附及び政治資金パーティーの

(会社等の寄附の制限)

第二十一条 会社、労働組合（労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条に規定する労働組合をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）、職員団体（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十二条の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条に規定する職員団体をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2 前項の規定は、政治団体がする寄附については、適用しない。

対価の支払については、適用しない。

3 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

4 (略)

(公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止)

第二十一条の二 (略)

(削る)

(同一の者に対する寄附の制限)

第二十二条 政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対しては、千万円を超えることができない。

2・3 (略)

(本人の名義以外の名義等による寄附等の制限)

第二十二条の六 何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治

3 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附（政党及び政治資金団体に対するものを除く。）をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

4 (略)

(公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止)

第二十一条の二 何人も、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関して寄附（金銭等によるものに限るものとし、政治団体に対するものを除く。）をしてはならない。

2 前項の規定は、政党がする寄附については、適用しない。

(同一の者に対する寄附の制限)

第二十二条 政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対しては、五千万円を超えることができない。

2・3 (略)

第二十二条の六 何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治

活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払をしてはならない。

2 (略)

3 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附又は政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならない。

4・5 (略)

(政治資金団体に係る寄附の方法の制限)

第二十二條の六の二 (略)

(雇用関係の不当利用等による寄附等の制限)

第二十二條の六の三 会社、労働組合、職員団体その他の団体は、その役員又は構成員に対し、雇用その他の関係を不当に利用して、又は政治団体の会費の額に相当する額の金銭を支払うことを約束して、政治団体の構成員となることを勧誘し、かつ、当該政治団体をして、政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払をさせてはならない。

(寄附のあつせん等に関する制限)

第二十二條の七 何人も、政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん又は政治資金パーティーの対価の支払のあつせんをする場合

活動に関する寄附をしてはならない。

2 (略)

3 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

4・5 (略)

(政治資金団体に係る寄附の方法の制限)

第二十二條の六の二 (略)

(新設)

(寄附のあつせんに関する制限)

第二十二條の七 何人も、政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係

において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響
力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法
で、当該寄附のあつせん又は対価の支払のあつせんに係る行為を
してはならない。

2 政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん又は政治資金パー
ティーの対価の支払のあつせんをする者は、いかなる方法をもつ
てするを問わず、寄附又は対価の支払をしようとする者の意思に
反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類す
るものからの控除による方法で、当該寄附又は対価として支払わ
れる金銭等を集めてはならない。

(政治資金パーティーの対価の支払に関する制限)

第二十二条の八 (略)

2・3 (略)

(削る)

又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束す
るような方法で、当該寄附のあつせんに係る行為をしてはならな
い。

2 政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせんをする者は、いか
なる方法をもつてするを問わず、寄附をしようとする者の意思に
反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類す
るものからの控除による方法で、当該寄附を集めてはならない。

(政治資金パーティーの対価の支払に関する制限)

第二十二条の八 (略)

2・3 (略)

4| 第二十二条の六第一項及び第三項並びに前条の規定は、政治資
金パーティーの対価の支払について準用する。この場合において、
| 第二十二条の六第一項中「政治活動に関する寄附」とあり、及び同
| 条第三項中「寄附」とあるのは「政治資金パーティーの対価の支
| 払」と、前条第一項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせ
| ん」とあるのは「政治資金パーティーの対価の支払のあつせん」
| と、「当該寄附のあつせん」とあるのは「当該対価の支払のあつせ

4| 第二項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言については、総務省令で定める。

「ん」と、同条第二項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは「政治資金パーティーの対価の支払のあつせん」と、「寄附」とあるのは「対価の支払」と、「当該寄附」とあるのは「当該対価として支払われる金銭等」と読み替えるものとする。

5| 第二項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言については、総務省令で定める。